

○草津市議会議員定数条例

昭和30年8月2日

条例第31号

改正 昭和34年8月7日条例第20号

平成12年3月24日条例第13号

(目的)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により本市の議会議員の定数は、この条例の定めるところによる。

(定数)

第2条 市の議会議員の定数を次のとおりとする。

24名

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。
- 2 現に市の議会の議員の職にあるものについては、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

付 則(昭和34年8月7日条例第20号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、次の一般選挙から適用する。
- 2 現に市の議会の議員の職にあるものについては、その任期が満了するまでの間は、なお従前の例による。

付 則(平成12年3月24日条例第13号)

この条例は、平成15年1月1日から施行する。